

健康保険法の改正について

令和4年1月1日より施行される健康保険法等の改正について、主な改正のポイントをお知らせいたします。

① 傷病手当金の支給期間の通算化

傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して1年6ヵ月に達する日までとなっております。

今回の改正により、支給開始日から「通算して1年6ヵ月」に達する日までに変更されます。

※令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象

② 任意継続保険者制度の見直し

任意継続被保険者の資格喪失の条件に「被保険者からの資格喪失を申し出たとき」が追加されます。

※資格喪失日：申出が受理された日の属する月の翌月1日

任意継続被保険者の標準報酬月額は「資格喪失時の標準報酬月額と全被保険者の標準報酬月額の平均額のいずれか低い額」で決められることになっています。

改正後は、規約で定めることにより「資格喪失時の標準報酬月額」とすることが可能になります。

③ 出産育児一時金の見直し

産科医療補償制度未加入機関での出産に対する出産育児一時金が40万4,000円から40万8,000円に変更されます。

※産科医療補償制度加入機関での出産は42万円で変更なし